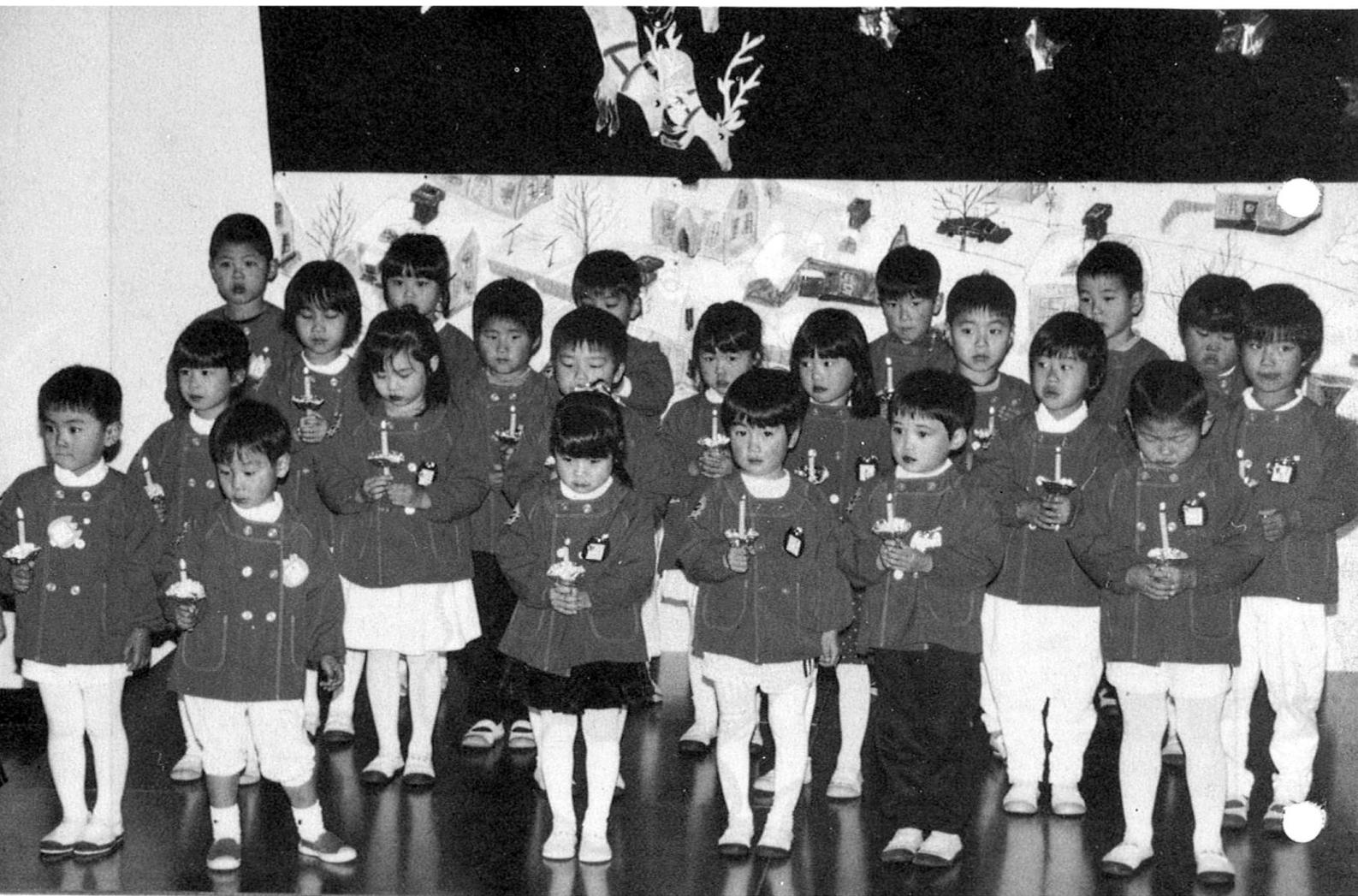


広報 なかつえ

平成元年12月号／大分県日田郡中津江村／No.288



たのしいクリスマス

なかつえ保育園の園児たち

89/
12

No.288



村花「しゃくなげ」

《村民憲章》

わたしたちは、中津江村民であることに誇りをもち、みんなで力を合わせて、明るく豊かな村をつくるためこの憲章を定めます。

1. 礼儀正しく、思いやりのある村民になります。
2. 自然を愛し、美しい環境をつくります。
3. 健康で、楽しい家庭をつくります。
4. 資源を生かし、生産にはげみます。
5. 伝統と文化を愛し、教養をたかめます。

平成2年 大分県消防協会指定

消防団特別点検



日 時 平成2年1月5日(金)

午前9時開始

場 所 鯛生金山グラウンド

主 催 中津江村・中津江村消防団

モデル特別点検式

～中津江村消防団～

平成二年一月五日、金山グラウンドで大分県消防協会指定の消防団モデル特別点検式が行われます。当日は、県知事と県消防協会長を特別点検者に迎え、県下の各市町村の消防団幹部など、約一千人の見学者が会場に詰め掛けると予想され、会場を例年の津江中学校から金山グラウンドに変更して実施します。

この点検式に向けて、今年八月から消防団員が夜間訓練に取り組んでおり、点検式という晴れの舞台で、本村消防団の力量を県下に示そうとの意気込みで、連日連夜に団員が一丸となつて励んでいるところです。

また、団員の士気を鼓舞するため、婦人会員や団員の奥さん方も応援して、甘酒や湯茶などの接待を当

予定しています。
村民のみな様方にも、当
日は是非とも会場にお越し
くださいまして、消防団員
にご声援いただきますよう
お願ひ申し上げます。
なお、点検式当日の日程
は次のとおりです。

○ 消防団員集合
○ 団旗入場
○ 来賓入場
○ 点検者入場
○ 開式のことば
○ 国旗掲揚
○ 人員報告
○ 人員服装点検
○ 機械器具点検
○ 放水点検
○ 分列行進
○ 操法点検
○ 訓練点検
○ 彰式評定

▼昨年の点検式での放水訓練



平成二年一月五日
金山グラウンドで実施!!

B&G中津江村海洋

センター建設に向けて

B&G財団とは



歓迎集会当日の会場

十二月十三日、B&G調査団歓迎集会には、多数のみな様方が年末のご多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございました。一次の調査は無事終りましたとして、村民の方々の熱意が必ず調査団の方へ伝わっていることと思います。

第一次の調査を踏まえて二度の審査会が開かれますが、通過すれば具体的な二次調査が行われることになりますので、その時はもう一度歓迎集会を行うことになりますのでどうかよろしくお願いします。

ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（略称B&G財団）は、青い海と緑の大地を場とし、主として青少年を対象に海洋性レクリエーション事業を軸とした実践活動を通して、海洋思想の普及をはかるとともに、その人間形成と体力向上をはかり、もつて海洋国日本への発展に資することを目的としています。

関係者のリーダーである笹川良一會長は、日本の青少年の健全育成に傾注し、世界の人類が仲良くできる広い心を持ち合せた国際人であつてほしいと願望、その願いを基に日本の実情に合った心身の健全育成のための「B&Gプラン」が昭和四十八年につくられ実施されています。



建設の要望をする大賀稔彦君

計画は①スポーツ施設の整備、②指導者の育成、③組織づくり、④海洋性スポーツ競走法の制定二十周年を迎えて、国民のみな様方のご支援に対し、感謝のしるとして、日本の将来に役立つ記念事業を発足させるため誕生した組織です。

**体育館とプール
B&G事業で**

いま、全国の市町村で特産物の開発とか、地域の活性化事業であるとか必死で取り組んでいますが、本村では農林業の振興を主要な施策としながら、一方で村の活性化を目指して猪野地区に「鯛生スポーツ基地づくり事業」を進めています。この基地にはラグビー場、体育館、プールを中心とした広場づくりとなっていますが、ほかにテニスコート、多目的グラウンド、また、これらの施設を利用するた

幸い、本村では、B&Gプランの一つである鯛生金山海洋クラブ（ヨット、カヌー）が既に設置されており、スポーツ施設整備で「中津江村海洋センター」の建設として体育館、プールの設置を強く要望しています。

この建設要望は平成二年度事業としているもので、先にみな様にご協力いただきました第一次の現地調査は行われました。バレーボールやバドミントンの競技のできる施設がなく、これから必要性をとくとご理解いただき、中津江村海洋センター建設に向けてみな様とともに要望を続けていきますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました

地域に根ざした活動を!

～地域づくりと自治公民館～

モデル自治公民館

教育委員会では、地域づくりや趣味活動、農業などの産業学習活動など自治会ぐるみで取り組み、それぞれの地域の特徴を出して活動している自治公民館を、二年前からモデル自治公民館として指定し、自治公民館活動の推進を図っています。

今年度は、川辺、八所、原、提がモデル自治公民館の指定を受けて、種々多様な活動がされています。その中の八所公民館で、この度大分県生涯教育学会長の志賀義男先生を講師に迎えて、「地域づくりと自治公民館の役割」という

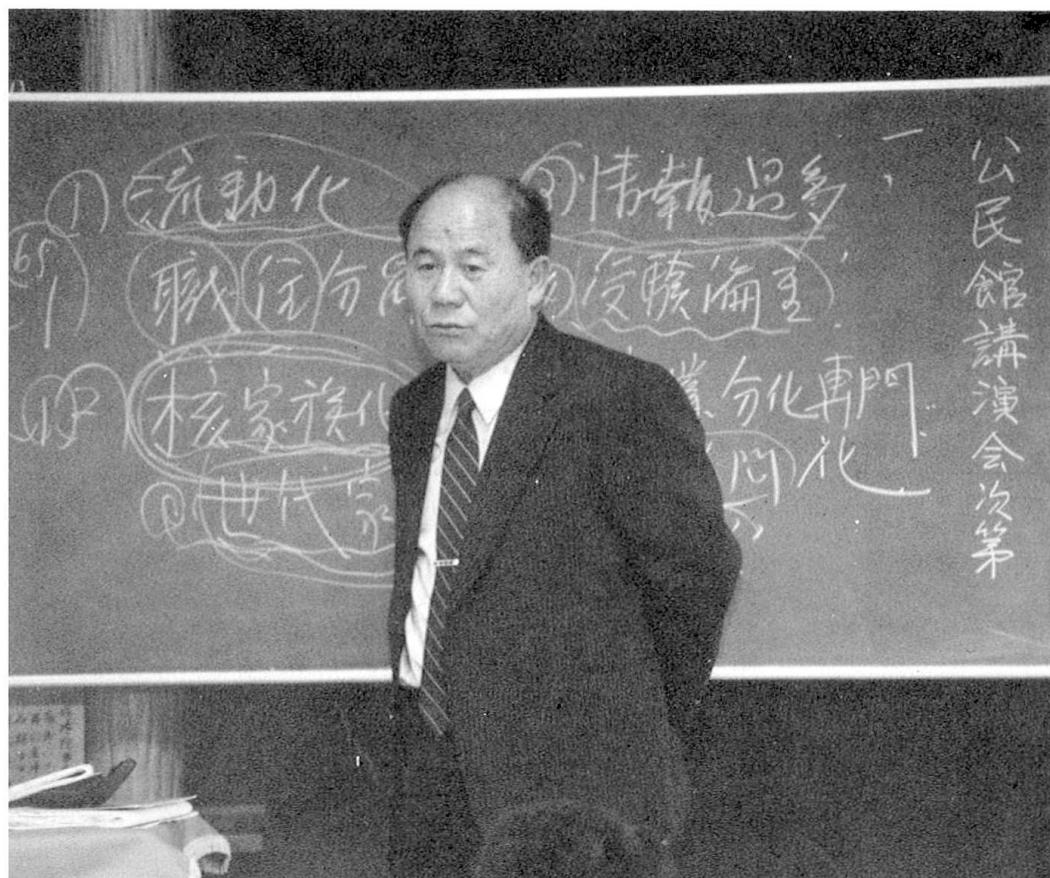
ことで、自治公民館の活動についての講演がありました。

志賀先生のお話では、地域づくりとは地域に定住する人々が、他の信頼と協力により健康で、安全で、能率的で、心豊かな文化生活を営み、生きがいと安らぎのある共同社会を築くための住民の住民による住民のための活動であり、そのためには、「地域愛」を持ち、「組織」づくりができ、「活動計画」を立案し、それを実践する能力を持ち、「ボランティア活動」のできる人材が必要だとのお話しがありました。

自治公民館は、地域づくりに必要な人材を育てる役割を果たさなければならぬとのお話しもありました。

地域づくりにおける自治公民館の役割

地域が人をつくる



八所公民館での
志賀先生の講演



発刊された中津江村史



い。
課までお問い合わせください。
(電話54-3111)
座振替で、保険料は毎月忘れずにお支払ください。
年金については役場住民課までお問い合わせください。
納付組織を通じたり、口座振替で、保険料は毎月忘れずにお支払ください。

この村史は、八百ページを超える充実した内容となつております。編集に当たられた方々の並々ならぬ熱意が感じられます。村史の指導・執筆をいたいた諸先生方、資料提供等にご協力くださいました村民のみな様方に厚くお礼を申し上げます。

中津江村史 発刊さる!

年金のお知らせ

保険料を納めることは、あなたが将来受ける年金のためだけではありません。あなたが不慮の事故に遭つたとき、あなたの家族の生活を守るためにあります。

年金制度は世代と世代が助け合うしくみですから、保険料を納めるということは、税金と同じように国民としての義務なのです。

納め忘れなどで保険料が滞ると、金額が増えて納めにくくなります。

農林業センサスのお知らせ

農林水産省では、平成2年2月1日（沖縄県は平成元年12月1日）現在で「1990年世界農林業センサスを実施します。

この調査は、わが国の農林業の実態を明らかにする最も基本的な統計調査で、調査の結果は国や地方公共団体はじめ各方面で農林業施設推進などの基礎資料として広く利用されます。調査員がお伺いして、農林業の経営状況などをお尋ねしますのでご協力をお願いします。

戦傷病者・戦没者遺族の方へ

次の2つの条件を満たしている方は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金などを請求することができます。

- ①戦時中、軍属又は準軍属の身分にあった方
- ②公務又は勤務に関連して傷病にかかり、その結果、障害の状態になった方又は死亡したときの遺族の方

まだ、請求していない方は、役場住民課にお問い合わせください。（☎54-3111）

恩給欠格者の皆様へ

この度、いわゆる恩給欠格者のうち、外地等に勤務した経験を有し、加算年を含めた在職年が3年以上で、請求時において日本国籍を有する方には書状（内閣総理大臣名）を、更に、70歳以上の方には高齢者の順から銀杯を贈呈することとなりました。書状及び銀杯の贈呈は、請求に基づいて行うこととしておりますので、請求される方は、役場住民課までお問い合わせください。（☎54-3111）

強制抑留中死亡された方の遺族の方へ

戦後、ソ連又はモンゴルの地域において強制抑留中に死亡された方（帰還途上死亡された方も含みます。）のご遺族で、平成元年9月1日において日本国籍を有する方にも内閣総理大臣名の慰労品（書状・銀杯）を贈呈することになりました。慰労品の贈呈は、請求に基づいて行うことになっていますので、請求される方は、役場住民課までお問い合わせください。（☎54-3111）

ご寄付お礼

■中津江村社会福祉協議会へ

※香典返し 桑野シマエ 様	20,000円
※香典返し 岩本 久光 様	30,000円
※香典返し 猪野 丹佑 様	50,000円
△一般 浮羽観光バス様	10,000円

■栃原公民館へ

※香典返し 岩本 久光 様	10,000円
---------------	---------

ありがとうございました

年末・年始の一村ゼロ事故運動

年末・年始は、例年飲酒運転等による死亡、重大事故が多発しております。年間を通じて行っている「一村ゼロ事故運動」を更に集中的、重点的に推進し、県民の交通安全意識の高揚と、正しい交通ルールとマナーの実践により年末・年始の交通事故防止に努めましょう。

※実施期間 { 平成元年12月21日から } の21日間
{ 平成2年1月10日まで }